

所有権移転外ファイナンス・リース取引における消費税の取扱いについて

平成21年1月

日本実業出版社

平成20年11月、日本税理士会連合会および国税庁は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関わる消費税の取扱いについてのQ&Aを公表しました（国税庁HPの「質疑応答事例」<http://www.ntago.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/16/23.htm>を参照）。

これは、認められないとされていた、リース料支払いの都度の消費税控除を認めるものです。中小企業だけでなく大企業の会計処理にも大きな影響を与えるものなので、本書をお読みの際にはご留意ください。

◎分割控除もできるようになった

平成20年4月以降に契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引のユーザーにおける消費税の仕入税額控除は、リース物件の引渡し時に一括して控除する方法（以下、「一括控除」という）しか認めないとされてきました。一方、法人税法では所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来通りの賃借料処理（年払リースの場合は、償却計算の調整が必要です）を認めたものの、消費税の処理を誤りなく行うためには、リース物件の引渡し時にリース資産とリース債務を計上し、消費税を一括控除する方法をとらざるを得ないと考えられてきました。

しかし、公表されたQ&Aにより、消費税についても従来通りの賃借料処理——リース料の支払いの都度、仮払消費税を計上する処理（以下、「分割控除」という）で問題ないとされました。所有権移転外ファイナンス・リース取引について、消費税の処理方法が、一括と分割の2通り認められたのです。

ただし、どちらを選択するかはリース物件が引き渡された事

業年度で決めなくてはならず、2年目以降は変更できません。

これらのことから、簡易課税を選択、または将来選択する可能性のあるユーザーは次のことに注意する必要があります。

①リース物件の引渡し事業年度に簡易課税を選択していて、かつ、将来原則課税になる可能性がある場合は、分割控除を選択してください。簡易課税による消費税計算では、リースに関わる仕入税額控除ができませんが、原則課税に移行した場合には、リース料の仕入税額控除が可能です。そのため、物件の引渡し時に一括控除をしてしまうと消費税の計算上、不利になるおそれがあります。

②同様にリース物件の引渡し時に原則課税である事業者で、リース料支払期間中に簡易課税に移行する可能性がある場合は、物件の引渡し時に一括控除するほうが有利になる可能性が高くなります。理由は上記①と同様、原則課税の計算期間中に全額控除しておくほうが有利だからです。

◎本書についての留意事項

本書235ページでは、税法の原則的会計処理（利子込み法）がデメリットも少ない方法としていますが、必ずしもそうとはいえなくなりました。なぜなら、利子込み法には従来の賃借料処理に比べ次のようなデメリットがあるからです。

①減価償却費の計算が必要なこと

②本書229ページで解説したように、総資産が増加するなど会社にデメリットが生じるおそれがあること

ただし、利子込み法を採用した場合には、リース物件の引渡し事業年度にそれに関わる消費税を全額控除できるというメリットもあるので、従来通りの賃借料処理を選択するのか、リース資産を計上する原則的方法をとるのか、十分検討することが必要になります。